

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年12月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社マサル |
| 【英訳名】 | MASARU CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 苅谷 純 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区佐賀一丁目9番14号 |
| 【電話番号】 | 03(3643)5859(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 近藤 雅広 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都江東区佐賀一丁目9番14号 |
| 【電話番号】 | 03(3643)5859(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 近藤 雅広 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成27年12月18日開催の当社第60回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(イ) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額44,927,090円

(ロ) 効力発生日

平成27年12月21日

第2号議案 定款の一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第34条を変更するものであります。

なお、定款第34条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役4名選任の件

近藤雅広、高橋聡一郎、勝又健、七海覚の4氏を取締役に選任するものであります。なお、七海覚氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

大木信雄、近藤忠憲、柴谷晃の3氏を監査役に選任するものであります。なお、近藤忠憲、柴谷晃の両氏は社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役に対する弔慰金(退職慰労金)贈呈の件

故取締役 照井良二氏に対し、在任中の功労に報いるため、同氏のご遺族に対し弔慰金(退職慰労金)を当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------|-------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 3,713 | 1 | 0 | (注)1 | (注)4 99.97 |
| 第2号議案 | 3,712 | 2 | 0 | (注)3 | (注)4 99.95 |
| 第3号議案 | | | | | (注)4 |
| 近藤 雅広 | 3,703 | 11 | 0 | (注)2 | 99.70 |
| 高橋 聡一郎 | 3,706 | 8 | 0 | (注)2 | 99.78 |
| 勝又 健 | 3,706 | 8 | 0 | (注)2 | 99.78 |
| 七海 覚 | 3,706 | 8 | 0 | (注)2 | 99.78 |
| 第4号議案 | | | | | (注)4 |
| 大木 信雄 | 3,708 | 6 | 0 | (注)2 | 99.84 |
| 近藤 忠憲 | 3,711 | 3 | 0 | (注)2 | 99.92 |
| 柴谷 晃 | 3,711 | 3 | 0 | (注)2 | 99.92 |
| 第5号議案 | 3,706 | 8 | 0 | (注)1 | (注)4 99.78 |

(注)1. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。